

○第9回化学物質・汚染物質専門調査会清涼飲料水部会

日時：平成22年12月16日（木）16：00～18：10

議事概要：

（1）清涼飲料水中の化学物質（ホウ素、ニッケル、ウラン、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素）の規格基準改正に係る食品健康影響評価について

1）ホウ素

・継続審議となった。

*金属表面処理剤、ガラス、エナメル工業などで使用される物質です。自然水中に含まれることはまれですが、火山地帯の地下水、温泉にはメタホウ素の形で含まれることがあります。

2）ニッケル

・審議の結果、耐容一日摂取量（TDI）の設定について、不確実係数に係る修正案が提案され、評価書（案）の一部を修正することとなった。当該案の了承が得られ次第、化学物質・汚染物質専門調査会幹事会に報告することとなった。

*ステンレス鋼、特殊鋼、メッキ、蓄電池、非鉄合金、触媒等の材料として使用される物質です。鉱山排水、工場排水あるいはニッケルメッキ製品からの溶出により水道水に混入することがあります。

3）ウラン

・継続審議となった。

*ウランは、天然では花崗岩や他の種々の鉱床に広く存在します。ウラン化合物は、触媒や着色剤として使用され、特定の同位体が核燃料として使用されます。

4）硝酸性窒素・亜硝酸性窒素

・審議の結果、評価書（案）を一部修正の上、化学物質・汚染物質専門調査会幹事会に報告することとなった。

*硝酸イオン及び亜硝酸イオンは自然由来のイオンであり、窒素循環の一部を担っています。硝酸塩は主に無機肥料に使用され、亜硝酸ナトリウムは食品防腐剤として、特に塩漬け肉において使用されています。